

基安安発0427第1号
令和4年4月27日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

工場火災による労働災害防止の徹底について

先般、新潟県村上市の米菓製造工場における火災（別紙参照）により、6名の労働者が死亡するという重大な災害が発生したところである。

現在、新潟労働局災害対策本部（本部長：新潟労働局長）において、事故の発生原因等の調査を進めているところであるが、一部報道機関によると、深夜勤務の労働者に対して避難訓練が実施されていなかったことが報じられている。

については、下記事項に留意の上、労働安全衛生関係法令に基づく安全衛生教育及び消防関係法令に基づく避難訓練等を通じ、火災発生時の対応が全ての労働者に対して周知され、その徹底が図られるよう、製造業の事業者等に対し、あらゆる機会を活用した周知・指導に努められたい。

記

1 基本的考え方

労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第25条の規定に基づき、事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならないこととされていることから、火災が発生した際に退避等の措置が円滑に行われるよう、事業者は、あらかじめ安全衛生教育及び避難訓練等を実施することにより、火災発生時の対応を全ての労働者に対して周知徹底することが重要であること。

2 安全衛生教育、避難訓練等について

(1) 安全衛生教育の的確な実施と避難訓練等との連携

安衛法第59条第1項の規定に基づき実施する雇入れ時の安全衛生教育

及び作業内容変更時の安全衛生教育については、「事故時等における応急措置及び退避に関すること」（労働安全衛生規則第35条第1項第7号）を内容に含めることとされていることから、別途、消防関係法令に基づき実施する避難訓練等の実施時期及び実施内容等も勘案の上、両者を有機的に連携させる等により、安全衛生教育、避難訓練等の効果的な実施に努めること。

また、消防関係法令に基づく避難訓練等の実施頻度等も踏まえ、雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育に限らず、「事故時等における応急措置及び退避に関すること」を内容に含めた安全衛生教育を定期的実施することが望ましいこと。

(2) 就業形態の異なる労働者への配慮

上記(1)により、雇入れ時の安全衛生教育及び作業内容変更時の安全衛生教育のうち、「事故時等における応急措置及び退避に関すること」を消防関係法令に基づく避難訓練等により実施することとした場合、交代制勤務、シフト制勤務等により、避難訓練等の実施日又は実施時間帯に出勤しない者も想定されるため、当該者に対しては、臨時の避難訓練を実施するほかに、別途、資料等を用いた教育を実施するなどの配慮に努めること。

3 安全管理体制

事業場の規模に応じ、総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者を選任し、上記2に掲げる事項を管理させ、又は担当させること。

4 その他

工場火災の防止について、消防等関係行政機関から集団指導、合同避難訓練等の実施について協力を求められた場合には積極的に協力すること。

新潟県村上市の米菓製造工場における大規模火災事故について

1 発生日時

令和4年2月11日（金）

2 災害の概要

新潟県村上市の米菓製造工場において、複数ある工場棟のうち、1棟から火災が発生し、消防車10台が消化活動を行ったが鎮火せず、翌2月12日までに1棟が全焼したものの。

3 被災労働者の状況

死亡者6名（60～70代女性4名、20代男性2名）

不休者1名（50代女性）

4 災害発生原因

発火源の特定を含めて、新潟労働局において調査中。